

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

## 目次

- ◆ 告示 保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき皆伐面積の限度
- ◆ 人委規則 農業災害補償法第八十五条の三第一項の規定による共済事業の実施についての認可
- ◆ 人委告示 職員給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改正

## 告示

### 鳥取県告示第四百三十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の三第三項の規定により、昭和四十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十三年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 保安林の種類    | 同一の単位とされる保安林の所在場所   | 皆伐面積の限度  | 単位区域名 |
|-----------|---------------------|----------|-------|
| 水源かん養保安林  | 八頭郡のうち河原町及び郡家町を除く地域 | 一、四六五・五三 | 八頭地区  |
| 土砂流出防備保安林 | 八頭 若桜               | 〇・六六     | 若桜    |
| "         | " 智頭                | 三・三六     | 智頭    |
| "         | " 船岡                | 〇・二四     | 船岡    |
| "         | " 用瀬                | 二・〇六     | 用瀬    |
| 干害防備保安林   | 船岡 殿 / 喜才谷山         | 〇・三八     | 喜才谷山  |
| "         | " 明見谷東平             | 〇・四六     | 明見谷東平 |
| "         | " 水口                | 一・一四     | 血見谷東平 |
| "         | " 池ノ内下平             | 〇・六二     | 池ノ内下平 |
| 水源かん養保安林  | 鳥取 岩美 気高 八頭 河原 郡家   | 一・六一     | 赤波    |
| 土砂流出防備保安林 | 八頭 河原 郡家            | 一・七八     | 河原    |
| "         | " 岩美 郡家             | 七・〇四     | 郡家    |
| "         | 岩美 岩美               | 三七・九八    | 岩美    |
| "         | 国府 国府               | 四・〇〇     | 国府    |



鳥取県告示第四百三十四号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第八十五条の三第一項の規定による共済事業の実施についての認可をしたので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年六月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 共済事業を実施する市町村名 中山町
- 二 共済事業の実施区域 中山町の区域一円

人事委員会規則

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十四号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則(昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表の皆成学園の項中「及び保母」を「保母及び保健婦」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十三年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表中

|       |       |
|-------|-------|
| 整肢学園  |       |
| 園 長   | 百分の二十 |
| 事 務 長 | 百分の十六 |

を

|       |       |    |
|-------|-------|----|
| 整肢学園  |       |    |
| 園 長   | 百分の二十 | に、 |
| 事 務 長 | 百分の十六 |    |
| 総 務 長 | 百分の十二 |    |

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 病 院   |       |   |
| 院 長   | 百分の二十 | を |
| 副 院 長 | 百分の十六 |   |
| 事 務 長 | 百分の十六 |   |

|       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 病 院   |       |       |
| 院 長   | 百分の二十 | に改める。 |
| 副 院 長 | 百分の十六 |       |
| 事 務 長 | 百分の十六 |       |
| 総 務 長 | 百分の十二 |       |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 人事委員会告示

## 鳥取県人事委員会告示第二号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年六月一日から施行する。

昭和四十三年六月一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

第一号中「通訳の職」の下に「企業診断員の職」を加える。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】